

## 保育所児童保育要録について

上記表題の『保育所児童保育要録』について、厚生労働省告示第141号により平成21年4月1日より施行（同年3月28日改定・告示）された『保育所保育指針』及び「児童福祉法第24条第1項」の規定により、保育所(園)を修了する年長児の成長の記録を作成し、入学する小学校に送付することになっております。

保育所から小学校へ、小学校から中学校へと、児童の成長の記録を記入し送付することで、子ども達一人ひとりが、地域の中で健やかに成長していく事が出来ることを目的に作成・送付をするものです。ご理解のほどをよろしくお願いします。

### 『保育所児童保育要録』の取り扱いについて

- 1、施設長（園長、所長）の管理の下、担当保育士が作成する
- 2、原本を保育所において、児童が小学校を卒業するまでの期間、保存・管理を行う
- 3、原本の写しを、入学する小学校校長へ直接送付する
- 4、当法人の定めるところの個人情報保護規定に基づき、目的外の使用はしない
- 5、取扱いについては、芽室町保育所児童保育要録の取扱いに関する要綱に準ずる  
開示については、保護者からの開示請求に伴い以下の内容でおこなう
  - 原則両親のみとする
  - 施設長承認のうえ、別紙に記名・捺印をしてもらう
  - 施設長立会いの下、事務室内でおこなう
  - 保護者が記入・訂正・修正をすることはできない
  - 質問及び異議の申し立ては受け付けない

### 『保育所児童保育要録』の内容について

- 1、児童名・生年月日・性別
- 2、就学先
- 3、保育期間（保育歴）
- 4、入所・入園から修了・卒園までの期間で、疾病や成長、環境等の特記すべき事項
- 5、小学校入学に向けて、子どもの様子
- 6、施設長名・担当保育士名